

平成 31 年度第 2 回立川市第 2 次発達支援計画策定検討委員会 会議録

開催日時 令和元年 9 月 18 日（水曜日）午後 6 時 30 分～8 時 30 分

開催場所 立川市子ども未来センター 201 会議室

出席者 [委員] 田中哲、藤原里美、乙幡京子、宮田章子、田中光晴、川越優紀、長岡恵理、高橋久雄、照内潤子、寺本正昭

[オブザーバー] 大久保節士郎

[関係課長] 伊藤京子（子育て推進課長）、竹内佳浩（子ども育成課長）、三輪秀子（保育課長）、江頭由美子（保育振興担当主幹）、鈴木眞理（健康推進課長）、秋武典子（教育支援課長）、川崎淳子（指導課統括指導主事）

[事務局] 横塚友子（子ども家庭部長）、初鹿俊彦（子ども家庭支援センター長）

配布資料

1. 平成 31 年度第 1 回立川市第 2 次発達支援計画策定検討委員会 会議録
2. 委員の意見と市の考え方
3. 発達支援のイメージ図
4. 第 2 次発達支援計画（案）の体系図
5. 発達支援計画 基本

会議録

1. 開会
2. 前回の会議録確認
3. 計画への各委員の意見について

【委員長】 今日の大いテーマは 3 番と 4 番で、計画への各委員の意見と計画の変更点について。前回、会議の回数が多いので意見を出来るだけ出してほしいというところで事務局のほうにメールをし、それをとりまとめて事務局が回答を提示した。意見を述べられた委員の方々に少し追加の意見というか説明をいただきたい。

【事務局】 それでは今回 4 人の委員の方からご意見について。資料 2-1 から 2-3 である。
B 委員から意見で、巡回保育相談の際に、療育の視点を取り入れた実践的なアドバイスや実習をしてほしいということだが、現体制では、すべてのところでは難しいと考えるので、状況に応じて実践的な内容も今後取り入れていきたい。次に保護者向けに子どもとの適切な関わり方・多様な発達に係る資料・情報を市が定期的に作成・発信をしてはどうかというご意見については、29・30 年度の進捗で、乳幼児や子どもの愛着の資料の作成やインターネットの情報のところがなかなか十分に組み込みが進んでいないため、その後の検討と考えている。次に、認可保育園の障害児保育士の加配について、他の委員からのご意見もいただいているが、医師による書面をお願いしているのが現状である。
次は、**D** 委員からのご意見について、ひとつは発達の相談を受けた時からの流れがわからないとのことなので、今回、資料 3 で、内容はまだ完全ではないが、相談者から見た時の流れを作成した。これを計画の中に盛り込んでいきたい。次に、子ども発達支援センター、おそらく児童発達支援センターかと思うが、今回、新規で児童発達支援センターの設置のことについて取り組む項目としてあげている。次の 8 つの機能の役割、評価基準等については、次計画でも 8 つの機能

を充実、連携して取り組み、達成状況について取組項目ごとに示して、全体の評価をしていただくことを考えている。また、将来にわたっての義務教育後ということで、大きな課題とは思っているが、この計画の要綱に定めているのが、主に0歳から義務教育就学中までであり、計画の中で高校生の部分についても書いてあるが、必要に応じて検討していきたい。

次にA委員からのご意見について、口頭説明で申し訳ないが、子育て世代包括支援センターとの関係について、子育て世代包括支援センターは母子保健法、発達支援計画は発達障害者支援法、子育て世代包括支援センターも子どもを対象としていますので、その意味では、子育て世代包括支援センターで発達の気になる子どもを把握したり支援したりということはあろうかと思う。今後設置を検討している子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期までを切れ目ない支援を行うもので、健康推進課だけで支援を行うのではなく、当然、子ども家庭支援センターの子ども家庭相談係、現在も連携はしているが、子どもや家庭を支援していく。また、その中で発達支援係との連携も出てくると考える。次は21プランのことについて。

【子育て推進課長】 第3次夢育てたちかわ子ども21プランが現在あり、次期、第4次の計画を会議の中で検討している。こちらの位置づけとしては、子どもに関する総合計画という形で作っているので、現在、第3次の時点では市町村子ども子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村子ども計画、児童福祉法に基づく市町村整備計画、母子保健計画、子どもは子ども計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立支援計画、これを内包している。この計画を作ったのが平成27年なので、発達支援計画の方が後に作られているということから内包する中には明記していないが、次期計画の中に内包していくという形になると考える。当然、細かいことについては、こちらの発達支援計画の中で決めていただき、その中で子どもの総合計画という中に整合性をもって落とし込んでいくということになると考える。

【事務局】 もう一つ、子育て世代包括支援センターと発達支援センターについてのご意見について。

【A委員】 あまりに縦割りで、発達相談も今、二本立てみたいな状態になっているとか、実は子どもは必ず大人になるわけで中学卒業できるとじゃあ思春期どうなるかってことで、思春期がまた宙ぶらりんになるとか、あと就労に向けてということになる。実は地域をみると、厚労省は子育て世代包括支援センターを作れ、と言っているし、高齢者は地域包括支援センターを作れとそれが一緒になれば全部全市民が対象に、みたいな感じになる。少なくとも、成人になるまでのひとつの全体像でまとまる方がいいのではとずっと前から思っていて、根拠法も違うが本来は地域で生きるというのは成人も子どもも一緒なのでその辺を少し先を見て組み立てた方が繋がるし、それからやっぱり思春期の問題というのは、避けて通れないことではあるので、そこを切り離すということ自体がなかなか難しいことではないかな、と感じている。F委員とかE委員とかおっしゃる通りだが、実感はしているのですごく広い意味合いで独自の立川方式がでないかと考えてこうなった。

【事務局】 立川市では地域福祉計画が別にある。そういう中で、もし議論する時があるならば、地域の中でベビーカーで行ける範囲内の相談場所として、次の地域福祉計画の会議の時にこの会議でのご意見等を伝えていく。発達支援計画の中でその地域でということまではなかなか難しいとは思っているので、別の計画の中で話をさせていただきたい。

【A 委員】 もう一点は、ご存知のように成育基本法が設置されたので、横の横断的な視点で何かを考えていかなければならない、今年、議員立法で、それを根拠として、いろいろな施策がこれから広がっていくのかなど。その辺を見定めながら何かを考えていくというのがすばらしい、必要なのではないかと思うのでご意見をお願いしたい。

【事務局】 次のコーディネート機能につきましては、現在では児童発達支援サービス事業所との交流会を実施し、近隣市の事業所にもご参加いただいている。先生ご指摘の民間や市外の社会資源を含めて案内できるようにとあるので、今年度中に市内の事業所とか市外の事業所を含めてホームページで案内していきたいと考えている。ピアサポートは、計画の中でおしゃべりの場などの共感の場があるので、こういうところで対応する。

成長療育では、オブザーバーにご意見を伺ったが、おそらくニーズはあるが、現実的に保健師等が訪問したところで助言、アドバイス等出来るが、具体的に療育というところまでなかなか厳しい。ドリーム学園の定員及びスタッフについては、ドリーム学園の運営の検討として、今回の取組項目の中でも検討することを示していきたい。

次は、家族支援、ヘルパーサービス・ショートステイについては、直接的には受給者証をもらったところで障害福祉課を案内するが、杓子定規で障害福祉課ということではなく、私たちのところでも様々な情報を持っているので、そういうものを情報提供しながら対応していきたいと考えている。

次の 2-2 について、認可保育園の待機児童数について、認可保育園は算出がすぐ出来ないということで、保育施設待機児童数ということで 4 月 1 日時点の待機児童数を示した。

発達支援親子グループの横ばいについては、目的や現状と課題のところはどう書くかは別として、実施回数が決まっているので回数を増やすことは難しいが、参加時期や期間を見直すことにより、必要な方が参加できるようにしていくこととしている。

また、3 歳児の経過観察については、当日及び前日のキャンセルが増加傾向にあること、また連絡なく来館されないケースも散見され、キャンセル待ちをしている対象児と調整して利用枠の効果的な活用を心掛けているが、結果的に利用者は減少傾向となっている。以上で各委員の皆様からいただいた意見についての市の考え方を申し上げた。

【委員長】 F 委員からいただいているので、それを含めて各委員から少しずつ……。一応、市の考え方を示してもらったが、不満とかそういうことではないんだよとか、それを聞いてこうだとか、本当はこう言いたかったなど話していただき、その後みなさんで検討していきたいと思う。まず、B 委員、この感じで大丈夫か？

【B 委員】 昨日も園長会のほうで、立川市の保育園の園長が集まったので、今回私のほうでこのような意見を述べさせていただいたと報告したところでは、巡回保育相談を年 1 回から年 2 回に増えたが、相談で終わるので、その先に何かもっと必要な支援とか、きちんと 1 人 1 人の必要な子どもに届くような取組というか仕組みというかそういうのが必要だという……。

【委員長】 この質問の意味というのは、もう一歩つっこんでほしいということ？

【B 委員】 はい。子どもたちのために相談できるのはとてもいい巡回保育相談という取り組みだが、もっとそれを先に、現場の保育士もいろいろ研修などで、子どもの困り感や親御さんの困り感などに関わってきて、どういった療育をしなければいけな

いということ学んできたりしているが、やはり人的配置というところで、もうちょっと人がいたら少人数になって丁寧な保育ができる、また、環境が整っていたら、何人か違うお部屋に連れて行ってということが出来るが、集団保育になってしまうとなかなか現実には難しかったり、障害の認定を受けなければならないのに、保護者の方に理解していただかなければ先に進まない、という難しさもある。

【委員長】 保育園の立場からすると巡回保育相談というところに力を入れて、全体の中でもうちょっとウエイトを置いてくれないかなということがご希望ということ？

【B 委員】 はい。

【委員長】 巡回保育相談について何かあるか。

【C 委員】 保育現場によく巡回に行くが、クラス全体を見てその子だけのシーンだけでなく、クラスをどう運営していくかというところまでアドバイスをだせないと思う。そうすると、保育現場をよく知っている方でないと、お子さんの評価とこうしたらいいよという個別な配慮は、たぶん臨床心理士が得意だからできるが、それをどう保育に活かしたらいいかというところは難しいと思う。それで、私は、ずっと保育士の研修をやってきたが、それを保育士にやってほしいと思って行っているが、専門家を待ってそこまでアドバイスをしてほしいと言っても、なかなかそれができる人材って少ないと思う。私もいろいろと回ってきて、どういうふうに保育士たちが、頂いたアドバイスを自分たちの保育に落とし込んでいくか、というところが、大事なかなというふうに思う。なので、ちょっと厳しいことを言ってしまうが、今の保育現場にそんなにいっぱい巡回が回って行って、すべて保育園にアドバイスをしていくというのは難しいと思うので、そのベストミックスというか、相談は専門家に、でも自分たちはその相談を受けてどう自分たちの保育に落とし込んでいくかというところをやっていくのかと。

【委員長】 これはもう少し議論して、少し具体的な書き込みができるといいかなと思うが。

【C 委員】 例えば、あまりお金がない中でやるとすれば、IT 機器でつないでケーススタディとか実際の保育を見てもらえれば相談はできると思う。私も宮崎とかいろんなところでやっているが、そうすると交通費もかからずに自分の自宅でできたりするので、そういった IT を使ったシステムとかを考えていったらどうか。回って行くのがすごく難しいと思うので、そういうことをアイデアで出していけば、もう少しできることが増えるかもしれない。今の巡回は 2 回、でもそれ以外にたとえば違うアイデアを入れてやってみるのはどうかと。

【委員長】 このポイントのニーズはあり、もうちょっと力を入れてほしい、と。

【C 委員】 はい。

【B 委員】 園医の診断をもらうときに、障害児に関しては診断書が必要だと思うが、気になる子の診断については。

【C 委員】 回っていると、診断のついている子よりも、気になる子の相談を受けることが多い。その子たちに対して、5 人とか 8 人とかクラスの中でどうしたらいいかという相談は、なかなか巡回相談のなかでは十分にできないと思う。なので、その辺はなにかもうひと工夫、必要なのかもしれない。今の巡回のシステムだとそこは難しいと。その通りだと思う。

【D 委員】 保育士の養成の立場でいうと、療育にいく保育士も、保育所の保育士も、児童養護も、みんな同じ勉強をして、障害についてもやるが、現場の力っていうのがすごく大きいと思う。だから、一斉保育のなかで特別なお子さんを、というところではなかなか苦労があるかと思うが、保育園の組織でなにか学習会を、やっぱり担当した保育士がいろいろ集まって勉強するっていうのも、ひとつは専門家の助言

を受けるだけでなく、そこで作っていく。なかなかその余裕も現場は作りにくいとは思いますが。あとは、アセスメントはきちっとできるようになってというあたりも、その辺は専門家がすこしアドバイスして現場で実践してみようとか。

【B 委員】 C 委員に教えていただいて実践をしようと思っている。

【C 委員】 例えば、そこに困っている子がいるが、今はちょっとほっとこうよ、ということもある。放っておくところと、関わる場所のこの辺が難しい。それをその場で伝えなくちゃいけない、多分その辺は難しいところかもしれない。

【委員長】 いずれにせよ、保育の相談の力をつけていくというのは、発達支援の中ではすごく大きな柱だと思うので、必要だと言われることについてできるだけ具体的なサポートについて書き込みをしていくという方針としたいと思う。

【E 委員】 ずいぶん前から保育園を回らせてもらっており、他の地域でも回らせてもらっているが、今、先生がおっしゃたことはそのまま教育の場でも同じだと思う。情報共有で終わってしまう、何度やってもそれで終わってしまう、という。それでは困るということをおっしゃっているのではないかとも思います。で、とにかく相談といっても、実践に結び付く、現状などの対応策、目的があるので、今ここでできる何かをみつけるというのが、相談の目標とかゴールになるかと思うが、その時に、集団と個の問題だけれども、まず集団は環境側として、ユニバーサルデザインとして考えると、その上にある個のニーズに応じた問題がごちゃごちゃになると、いつも個の問題にどうしても目が向いてしまう。それをインクルーシブとして含んだときにこの環境、集団がどう育つかというふうに考えないと、ユニバーサルデザインの部分、それは全体的に考えられる部分だと思うし、結構小さな工夫でクリアしていることはたくさんある。しかし、「指示に従わない」というのが子どもの実態であるとするならば、前提で考えるとすべきは、「わかりやすい指示であるにも関わらず」のはずだが、「わかりやすい指示」というのは問われないで、問題にされてしまうことが多いので、やっぱりユニバーサルデザインの部分は皆さんに共有して最低限こういう工夫、ノウハウがあるので共有しましょう、その上で個の対応は、今おっしゃったようにアセスメントが必要で実効性のある支援というものを専門的に考えていく必要がある。そこをしないといけないと追いつかない、1 回だけでは個に対応しても、今、教育がそういう状態でごちゃごちゃになっている状態で、追いつかない問題ではないかと。

【委員長】 ありがとうございます。そこは意識していきたい。では、次に D 委員の部分についてはどうか。今、出されたことについての市の考え方が出ているが、さらにコメントなどあれば。

【D 委員】 さっき事務局が話したので期待はしているが、いま、切れ目のないとか、そういった支援をいただいているが、事前に送っていただいた当事者の方の意見をみると、やはり行政とか、支援する側が切れ目がないように見えているというのは限界があって、さっき、地域の話もあって、地域力の話もあったが、制度の全体という部分では、地域福祉を高めていくというところではでてくるが、個々の支援を考えたときにはかなり福祉の課題と要因がいっぱいある。自分の過去の経験が影響したりとか、それから周りの目が影響したりだとか、やっぱり本来、行動を移すときの結果が同じであっても、背景にかなり違いがあって、その背景の違いがくみ取れるような仕組みを作っておかないと、絵はきれいに描かれているけれども、実際にはすき間に落ちている人たちをなかなか救えないという状況がある。だから、そういう意味でも、こういう絵を描くときにやっぱりどういうきっかけでその制度につながっていくか、いろんなきっかけがあってこの制度につながり、その制度に

つながることによってその人に必要なサービスが受けられるようになるということが絵に描けると、A 委員が書かれたように子育て世代包括支援センターがワンストップ機関になるかどうか、まさに立川市の課題だと思う。国の言っていることと地方自治体の実施主体として作っていくことは、その地域の状況によって当然変わる部分があるし、国が言っている以上の素晴らしいものを作っていくという気概をもっていけば、今回示された図を見た人が、いま自分はこういうふうな安心感もてるとか、将来の方向性が見えるように、描ければいいなど。非常に抽象的な話で申し訳ないが。最初の 8 つの機能の図というのは、やっぱり、各論のところだけを当然専門的にはやっていくにしても、総論のなかでどういう位置づけなのか、やっぱり福祉という視点でいえば、総論といってもいわゆる学問的な総論というよりはもっと複雑なところがあると思うので、それを受けとめられるものがあると。

あと、次の 8 つの機能の役割のところ、評価基準というのは、数値化できるものは数値目標を出してそれでどのレベルに達しているかということ、数値化できないものについてはなるべく客観的な条件の項目をいくつかあげていって 8 つのうち 3 つはできている、というような表現になっていくと、今後は第 1 次の計画が活きてくる。また、支援という言葉は、支援する側の視点に立ってしまうが、福祉の視点でいうと当事者。自分の人生は自分で作っていくわけで、それは自分の力を使うし、もし誰かの力を必要としているのなら、それも求めていく。医師など医学的な方が多いが、病気の治療も本人自身が生きる力というか、生理的なそういうものがあって治療が成り立つのではないかと思う。福祉はさらに当事者が自分でベースを作っていく、そうして支えていくという視点が大事なのではないかと思う。

【委員長】 ありがとうございます。イメージというかフローというか、発見から機関につながる流れというか、それを描いているが、もう少しユーザーの方にたった視点から工夫を。

【D 委員】 1 歳 6 か月診断の前に、なんかおかしいな、と親御さんが思えたり、これが当たり前だと思っている親御さんがいた場合に、もし保育園がゼロ歳からやっていたら保育園の先生が気づくかもしれない、そういうところからはいっていく。それが発達支援なのか、病気か障害か、担っていくかと思う。

【委員長】 いま、議論した内容を事務局がまとめると思う。これをもっとブラッシュアップしていく、こういう視点で書き込んだら、という点を出していただけたら。

【D 委員】 この図の中でここに到達する前の段階が入ると。

【委員長】 心配のレベルからどう上げていくか・・・。

【A 委員】 出生のところからか。

【D 委員】 はい。

【委員長】 しかもこれは後にもつながっていくだろう、そういうイメージ。たぶん全部の中に書き込めるかどうかはわからないが、少なくともどうつながっているか。

【D 委員】 つながりが見えるように。

【委員長】 はい。つながりが見えるように、というところでよろしいか。

【A 委員】 発見というところが、ちょっと引かかる。気づき、のほうが良いのでは。

【委員長】 そうですね、入口が違う・・・。

【E 委員】 主体、主語が違う。発見というと。

【委員長】 だれかが発見するような、専門家が発見するというような。

【E 委員】 主体が当事者だと思えば、そういうことになるのではないかと思う。私も、視

点というところがすごく重要で、だれもが社会モデルに立つべきだから、それをいうなら課題の発見、その課題もそもそも社会との課題なのか。

【委員長】 なんの課題なのか？

【E 委員】 地域での、それぞれ暮らしている場で起きている、困っているのは周りかもしれないし本人かもしれないと、という中で、最も難しいのは本人は困っていないというけれども周りが困っている、というのがすごく困る場合だが、でも自分でやっていく、そういうふうな気持ちになれるように仕組みがどう整っていくかと思う。ちょっと視点がどこに置かれているかがすごく大事で、発見となったこの一言でも、視点が支援する側になってしまう。

【委員長】 全体としてユーザーの立場に立って見直してほしいということ。

【E 委員】 はい。社会モデルだから問題というのは個にあるものではなくて、環境の中で起きていると考えて、でも目標はご本人が自分の人生を選択していかれるように、チャンスがいろいろあるという、支援を求めようという気持ちになってもらえるような仕組みがあるということだと思うので。

【委員長】 今回もしかしたら支援システムを論じるが、論じるときに、例えば考え方という文章に落とし込むときに、使う人がどういう中で生きてきて、どこで何に気づき、という、そういうストーリーを大事にしてほしいと。

【E 委員】 そういうことが、いろんな文言の中、いろいろなところに表れてしまうと思う。そこをすごく大事に言葉を使っていかないといけないのではないかなと思う。

【委員長】 わかります。ありがとうございます。

【E 委員】 あともう1つ。どうしても高校生って狭間に落ちているというか、気がしている。大学は相当手厚い。小中は義務教育だから、高校のところ、この資料 2-1 の③のところでは義務教育就学中と記載されて、落ちてしまうのでは。

【委員長】 高校生もちゃんと視野に入れてほしい、ということ。

【E 委員】 高校生も気がかりなところがある。

【委員長】 はい。A 委員はさっき途中でおっしゃっていた、あの 2 階建てか、3 階建てかというの・・・1 階には何を？

【A 委員】 行政の施策の意味合いで、行政はどう考えているのかを聞いたかった。1 回目の委員会時に夢育てたちかわ・子ども 21 プランがひとつあって、その下の下部組織として我々の発達支援計画や教育支援計画があるというご説明だったので、それだから大きく夢育てたちかわ・子ども 21 プランというところで包括されて、大きく思春期を全部含めた話があって、その中で特に発達支援といった内容を入れて。

【委員長】 発達に課題がある子のための支援。

【A 委員】 発達障害の支援計画というのを考えるにあたり、地域も年齢も考えなくてはならない、という意味合いで 2 階建てのその下にあるとすると、もうちょっと広い視野で当事者側も考えつつ、作られるべき計画なんじゃないかと。せっかく前回組み立てたので、それをもうちょっと進めた考え方というか、何か施策を作った方が将来的にはいいのではという意味合いで、私は行政側に問いかけたつもりである。

【委員長】 でも、そうことかというと、先ほどの話をきいても、夢たちの計画は共通の 2 階、3 階というよりは基礎工事のような意味合いな感じがする。

【A 委員】 基礎ですね。その上に。

【委員長】 その上になにが入るかということ・・・をイメージして。

【A 委員】 はい、そうですね。

【委員長】 というところ。F 委員からは多くの「意見と感想」をありがとうございました。すこし、ここでコメントとか、あったらお願いしたい。

- 【F 委員】 はい。いろいろと書いたりしたので、全部が全部、もちろん受け入れられるのが無理だと、すぐにどうこうできるものではないとは思いますが、包摂のことが今の話にいっぱいできてきたと思う。中心になってこれから話し合わなければならないようなことは、今の話し合いの中に私が言っていることと重なっていて、しかも確かにそうだなと、お互いの思いを裏付けていって、発達支援センターや地域でみる形も新しく作れないかということ、全体の流れが生まれてから死ぬまでとにかく長い視点でどんなプランがあってどんなふうを支えてもらえるかというのは、身近であって、そしてさらに広い視点でみてもいいのではないか。専門的に講座に行く場合、身近なところでいろいろと関わりながら通常のお子さんとも支援が必要な子も、お母さんもみんなが集えるような感じになっていくといいと思うし、地域がそういうふうに温かくつくられていくというのが、夢物語のような感じはあるが、それを思っている。
- 【委員長】 はい。ありがとうございます。さっきの、ユーザーの視点というか、作っていきうよというのがあり、そういう意味では委員に入っただき、いろいろ支援を利用してきた方の立場から言っただくとすごい貴重だと思うので、具体的にどこへ何を盛り込むというのではないかもしれないが、ちょっと読み込んでその視点を大事にしながら議論を進めていきたいと思う。ぜひ、これは持ち帰って熟読していただければと思う。
- 【F 委員】 加配について、受診についてハードルが高く、加配できない状況がある、というのがある。障害がある人もない人も・・・という条例の時もそうだったし、現計画の時の中身を見てもそれが出てきていて。小・中学校は診断書が必要か、介助員、指導員・・・ないんですね。だから、そこのところなんで幼保はダメなんだろう、とわからなくて、市に聞きたい点だが。ずっと要望がでていのに、変化がないというところで。
- 【委員長】 僕らの立場からいうと、まさに幼保みたいな、診断確定しちゃう前に支援を始めた方がいいよということがいっぱいある。診断書を待ってというのでは、むしろ遅いかな、というところはあるので、その辺は制度的なことのすり合わせをして見直せるといいかなと思うが。
- 【A 委員】 今、発達相談から児童発達支援事業所に行っているのでは。
- 【G 委員】 はい。受給者証自体は、診断書はいらない。今、意見書とかそういうものでいうところもある。
- 【委員長】 それで支援は始められるが、保育園の加配のところというところではない。
- 【F 委員】 できないと書いてある・・・
- 【A 委員】 障害福祉、加配のことで感じているのは、今はそうでもないが、未就学は困っているおさんは診断受容がついてない親御さんもいるので、特徴を書いて、だからこういうことが必要です、というようなことを立川はやれて、ほかの市は発達障害って書かないと、児発が受けられない。立川はすごくよいと思う。こういう行動特徴があるために加配が必要である、という風に私は書いている、意見書とか診断書とかは。ただ、学校に入ったとたん、放デイを使う場合に、一時安い塾というような印象で使われていたことがあるので、林立して利用者がすごく増えて非常に困ったことがあって、しっかり親御さんも受容してもらって、療育に立ち向かってほしいという意味合いで、私は、放デイの利用には診断書が必要、という形に変わったと認識している。ただ、未就学はかなりゆるやかでハードルは思ったより高くない気がしている。

- 【F 委員】 親が知らない状態でもつくということは。
- 【A 委員】 いや、それはない。
- 【F 委員】 ついているのでは。
- 【A 委員】 大事なことは、お子さんの特徴は、今こういう状態だということはわかってほしい、というのはある。保育園がなかなか言えないということもあって、それで医療機関に一回行こうとか、と言っている事情もあると思う。だから、そこできっかけをつくるという意味合いもあるので、ハードルが高いか低いかでいわれると、あるはあると私は認識している。
- 【C 委員】 他の市では、私は巡回に行くが、私も臨床発達心理士を持っているが、意見書を書くとか加配を付けてくれると言われるところもある。もちろん、診断はできないが、こういう集団の中でこういう特徴があるからつけてもらえればよりよい発達支援ができるということをつけてもらえているところもある。たぶん、自治体によっていろいろ違うようだが。
- 【委員長】 それを立川ではどう考えていくかを整理してやっていきたい。加配についてはこのくらいで、話題だけは先に進めてさせていただくと。
- 【事務局】 F 委員から資料 2-4 のところで、本市の発達支援の現状と課題でのご質問やご要望も含めいただいている。発達支援の現状と課題についてみなさんからご意見があればそれも反映させた形で書いていこうと思っている。
- 【委員長】 はい。では、資料 2 が終わったところで、資料 4 の計画の変更点について。
- 【事務局】 はい。資料 4 と資料 5 を使って、次第の 4 番の計画の変更点について。資料の 4 は、全体の体系図である。一番左端が目指すべき発達支援システムとなっており「どの子ども地域で安心して過ごしていけるように、すべての機関と連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します」と、そこで 8 つの求められる機能として分け、取組項目が機能の中で重複している形で示している。ほかに、資料 5 の一番最後に、新規の項目として「児童発達支援センターの設置」を取組項目として挙げた。内容は児童発達支援センターの役割と機能を検討するということ。もう 1 つの新規、ドリーム学園の専門職体制の整備というところ。ドリーム学園は、29 年度の途中まで、医学博士の先生がおり、スーパーバイズしていたが、退職し、その後、専門職の体制がなかなか整わず十分ではなかった。現在は、理学療法士と臨床発達心理士がいるが、不十分であるという認識のため、それを項目として書いた。次に統合では、資料 5 の No.12 「ドリーム学園でのグループ事業の実施」、No.14 は「ドリーム学園における児童発達支援事業の検討」については議論を進めていく上で、別々より一体で検討していきたいと思っている。これらが、新規・統合で現計画との違いである。次に、資料 4。まず最初に、項目名の変更で、3 の情報共有機能の No.31 「サポートファイルの導入に向けた検討」は、今年度サポートファイルの導入を考えているので次の計画ではサポートファイルの周知と利用促進を。No.33 「子ども未来センターと小学校や学童保育所等との連携のあり方の検討」は、すでに行っている子ども未来センターとの連携を進めるということ。No.35 「児童館や学童保育所と就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みの検討」では、「児童館や学童保育所と小・中学校との情報共有」という修正に。No.38 「子どもに関わる機関の役割や立場の間で相互の役割や立場の違いの理解」については、文言を整理して「子どもに関わる機関の役割や立場の相互理解」という表現に。No.49 「子育てひろば等における地域支援のあり方の検討」は、これも行っている子ども未来センター等における地域支援」という書き方に。No.56 「障害児保育研究会」は「保育園発達支援研修会」と名称が変わった

ので、取り組み項目の名称を変更した。

次に、資料 5 の具体的な説明を。「現状維持」については、文言の修正をしたが、取組内容が変わらなければ現状維持としている。「継続実施」という意味合い。その中で、No.2 では線を引いて「修正見直し」に。処遇の改善のところまでこの計画でいくと少し厳しい。次のページのNo.15「ドリーム学園通園児が通う保育園や幼稚園に対する支援の検討」で、定期的ということが書いてあるが、その場で引き継ぎがしっかりしているが、定期的にといいるところまでは難しいので、削除をした。次に 4 ページのNo.31、先ほど申し上げたように「サポートファイルの利用と周知」について、次に No.32「民間療育機関等の連携と情報共有への支援」については、事業開始まもないということもあり、事業所がいくつかできているので…。このところは、子育て推進課より障害福祉課のほうに関わりがあるので、本文の中でも修正をしている。5 ページのNo.37では都立小児総合医療センターと書いているが、ほかの関係機関も含めた形でこのように書いている。No.38 やNo.39 は、そのまま継続した形で現状維持としている。7 ページのNo.59 は 31 年度から補助制度を行っているので、検討ではなく、補助制度を行っていくということがかかさせていただいております。次に No.62 のインターネットによる情報については、外部との機関とのサイトをリンクして使いやすい環境を整えるという書き方にした。No.70 だが、修正見直しをした内容だが、前段の文章が必要ないのではないかと思い修正している。No.71、ここのところは乳幼児健診後の心理相談の在り方について、もともと子ども未来センターでの発達相談と、健康会館での心理相談が分かりにくい…。健康会館でやっているのは健診後の相談、子ども未来センターでやっている相談は一般的で、発達支援係と健康会館での相談の担当者として円滑に連携していく、と書いた。そこまでが文言修正とか修正見直しした内容である。今回は調整中とした個所がいくつかあるが、これについては次回でお示しする。

【委員長】 残りの時間はこれを議論の時間として使いたい。確認だが、今回は前回の計画を受けての割合短いスパンでの見直しなので、前回結構時間をかけて議論した 8 項目という構造そのものは使おうと思う。そこに見直しはかけない、ただその中身の項目は見直しをしていこうという方針でいきたい。それが前提で、これについても議論があればやるが、一応そういうふうにさせていただきたい。前回の計画の書き様というか構造としてどうなってるかという、その 8 項目の中に既定のサービスを順番に書き込んでいるが、当然重複をしているものがいっぱいある。重複をしているものは、例えばこれでいうと、通し番号のNo.1、初めのものは 8 項目のうち 4 項目が重複している。No.1、No.3、No.5、No.6 と繰り返し出てくる。そこに同じ文言が出てくる。逆に言うとそれぞれのパートについて読んでいってどのサイドから読んでも通用するような文章を作りましょうという方針。そういう形でサービス間での有機的なつながりをもたせようという意識していこう、という方針。8 項目の中に細目があって、その細目に関しては相互に同じことが重複して出てくるという構造そのものは今回維持をしたいというか、そこを埋めていきたい。その書き方についてはいろいろ見直しをかけて、つまりむしろそこに時間を注いで全体をブラッシュアップしていきたい。この通し番号というのは細目全体で右側の資料 5 の下にずらっとあるのは、8 つのセクションのどこに入っているかということ。事務局が言ったように、現状維持というのは、これまでやってきたことなのでそれは基本的に同じ方針でやっていこうということで相互理解いただければと思う。修正が必要なところに関しては、いろいろ法律が変わったり、サービスが変わったり、容易に修正できるところもあるが、内容的な見直しの部分もあり、

今はここで説明したところで新しく項目を加えるのは、一番最後にある 2 つ、新規である。この 2 つに関しては新しく書き込みたい。これはあくまでも事務局としての案を提出してもらったので、もうちょっと先ほどの前半の議論を踏まえて、ここはこうならないんじゃないのとか、このことはもうちょっと書き込んでほしいとか、そういうあたりの話がいただけたら。

【C 委員】 全体的において、とにかく子どもを発達させる、発達させるという方向に行っていると思う。何を言いたいかというと、特に乳幼児期のお子さんたちはその子の発達の在り方を尊重することが何よりも大事で、環境に合わせるために療育的視点で発達させるということになると、お子さんたちがすごく苦しくなる。相談を受けるにしても療育的な支援をするにしてもお子さんを変えるのではなく、環境とか、E 委員もおっしゃったけれどもみんな違ってみんないいんだっていう根っこがないと、子どもに変われ変われって言い続けてしまうような気がして。そうすると、結局マンパワーも足りなくなる。そこのベースのところをこちらサイドがしっかり持った上で、お母さんたちにこの子の発達のあり方はこれでいいですよ、課題なんてありませんよって伝えることも必要ではないか。そういう視点をみんなが持てるような仕組みにしておかないと、子どもをどんどん発達させてどんどん集団適応させることが役割みたいな、児童発達支援センターを立ち上げるにしても、そこも含めてご家族にどういうふうに私たちが相談をうまくしていくかが大事。専門性も大事だが、やはりそこを相談する側される側がしっかりと持っている、その教育をしないといけないのではないかと。全部の施策を読んでいて、発達に課題がある子の療育的支援と書いてあるが、乳幼児期に課題がある子なんているのかしら、とってしまう、その子の発達のあり方だから。困っていたらもちろん支援をするのだけれども。そういうところもしっかり自分たちが根っことして持たないと。

【委員長】 書き方の哲学みたいなもの。

【C 委員】 はい。これだけ読んでみると、勘違いしてしまう感じがする。子供をどんどん発達させるんだ、みたいな。児童発達支援事業所もいっぱいできていて、それはそれでいいと思う。相談できる場が増えているから。保護者の方がこういうふうに発達させてほしいという、それに沿ってやるわけですよ。違うんじゃないかと思うことがいっぱいそこは出てくるので、そこは言っておきたいなと思って。

【委員長】 どうですか。はいどうぞ。

【H 委員】 子どもさんのことはお話のとおりだと、その通りだと思う。F 委員が出してくれた素案の意見のところ、親が障害受容という言葉をやめようって言ってきたところも。発達凸凹って言おう、発達凸凹ならだれにでもある。普通の健常の発達の子もそう。発達障害という言葉自体をやめよう、発達凸凹と言ったらどうか。そういう文化を養っていく、広めていく、啓発していく。まるで障害受容する親は、いきなり社会のマイノリティに追いやられてしまう、そういうマジョリティ、マジョリティも疑わしいですけど、同調圧力というものもあるが、そうではなくて、もう少し気軽に、先ほどの加配の話につながるかどうか分からないが、個人的な意見だけれども、受給者証という発行を何のためにやっているんだと、いいくなる部分さえも私にはあって。受給者証を発行してもらえない人は、支援サービスを民間のものについて受けられないということになる、仕方がないが、国の制度だから。受給者証を簡単に受けられるように、親が悩まなくても、もっと簡単に受けられるような、発行されるような、そういう制度に。受給者証を持っているから支援サービス受けなきゃならないというということはないのだから。もっとフラットにしていけ

るような、文化をそういうものにまで発想の転換を促していけるようなものが、もう少し必要ではないかと個人的には思う。子どもだけではない、親も追いつめられるし。私も放課後デイサービスの事業所の経験で、自分の子どもが通級に通っていることを保護者には言えない、何を言われるかわからないとその親御さんは言う。どうしても周りが信用できない。1年生の段階でつまづいてしまう。

【委員長】 今の2つのご意見というのは、こういう支援というものを考える時にベースというか、どういう市のコミュニティの発想というか、共通の文化というようなものをもっていくか、という話だと思うが、その文化そのものを書くわけにいかないけれども、書かれたものに自ずとその文化の質が出てくるわけで、我々がどういう風に意識してそれを書いていくかというか形にしていくかということが問われ、逆に後の人はそれを出来上がったのを見て、何を言っているのかと思うかもしれない。そういう意味では、恥ずかしくないものを作っていきたいと思うことになるかと思う。

【E 委員】 発言ができるようになってきている子たちと大人たちとかかわりを持っていて、小さいころから振り返って、後輩たちのために伝えてください、という、同胞意識がすごく強い方たちなので…。話せるようになった、自分のことが説明できるようになった人たちの意見として、社会モデルで考えてくれないと困る、という。特にASDの方がほとんどでADHDがすこしかかっているというような感じだが、外交問題としてとらえてほしい、という意見が非常に多い。異文化だと思ってほしい、みんな同じはやめてください、誰にでもあるよね、みんな同じだよ、それはすごく困る。みんな同じじゃないから、非常に不便で、今の社会ではたしかに障害になる、障害であるということをやまず認識してほしいということ強く申し上げたい。なぜ、障害になるのか、それは外交問題だから。自分たちの工夫の仕様にみつけないからなのもあるけれども、社会の側がいびつきを排除しようとしてしまう。だから、こういう計画ってどういう姿勢が根底にあるのかとても重要で、端々ににじみ出るといえるのか、言葉の使い方ひとつ…。なにか問題意識をどこにもって、というのがみえるものになるといいし、その問題意識を次の計画で見直して、ということが出来る形で、それがなにか形になって動いていくといいなと思う。

【委員長】 今の話を私の立場からコメントしなしますと、社会モデルと言われたのは、医療モデルではなくて、というのがあってはないかと思うが。

【E 委員】 従来の直線的なモデルではなくて、環境とのミスマッチを異文化、多くの人々がこれが当たり前と思っている中で、これが見えているでしょという中で、目は見えているけれどもそれは見ていない、同じ日本語を使っているけれども、まったく意味が違う意味を持っているし……。

【委員長】 発達障害とかいわれるときの障害というのが、個人に内在するというだけではなく、それは個人を直せばいいというものでもない。

【E 委員】 それが外交問題。お互いの事情を同じテーブルにのせて、ということから始めて。そういうところから始めてくれないと、定型の人たちからみたら、今ここが欠けている、ここが不足している、飛び出している、飛び出しているものが2個目の足りないものを補い、そんなことを言われても、自分たちは生きていかれない、だから、外交問題にとらえてほしい、だからいつもその言葉がでてきてしまう。

【委員長】 社会モデルとか外交モデルとか福祉モデルとか、医療で個人の困ったところをとる、という全然違うモデルだということ…。

【E 委員】 療育というのは足りないものをくっつける、みんなと同じようにできていない

ものはひっこめたり、というのは、そういうのがある以上は、尊重されていないわけ。その考え方が示され、計画を当事者が読んだときのことも考えて。

【委員長】 納得、ということになるかどうかということですね。

【E 委員】 はい。書いた、ではなく。

【委員長】 ちゃんと私の考え方が入っている、と思えるものを書けるかどうか、というところか。

【G 委員】 今のお話、本当にそうだなと思って。やはり、私、このめざす発達支援システムというところに書かれている文言が、いま私たちが作っていくべきビジョンだと思うが、やはりそのビジョンというのが支援というよりは文化を作るとか、社会を作る、そういう部分で発達支援を目指すとなると、支援する側の言葉になるというところの意味においては、今、E 委員がおっしゃっていた遠くの話ではあるが、もともとこの部分の文言を変えるということを検討してもいいのではと。微調整だが、変えてもいいのではという…。

【C 委員】 発達の違いという *differencies* という風に捉えてほしいというのはあって、私たちとかグループを作っているんですけども、そこでは *dipelopmental differencies* という風に名乗っているが、そのような意味に読んでほしいというのはあるけれども。

【委員長】 ある人は *differencies* とか *divercity* とかという発想。多様さをどう共存していくかというモデルなんだと思うが。

【E 委員】 大学も *divercity* の中に障害も入っているという。

【委員長】 考え方。

【E 委員】 はい。

【委員長】 繰り返すが、考え方そのものは正確に書き込むわけにいかないが、その計画をその考え方を十分わかった上で書いているということが分かるように。

【E 委員】 にじみでるように。

【G 委員】 個別の項目について、No.19「保育園及び幼稚園への障害児の受入」で、まさに話題になっていると思うが、「障害の程度が中、軽程度で集団保育が可能な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う」となっているが、重い場合とかは入れないのとか、そこは、文言とか訂正したほうがいいと思う。

【C 委員】 中軽度程度っていうのもまた……。どういう風を書くか。

【A 委員】 幼稚園の配慮がすごく強くなってきていて、なかなか幼稚園に特徴のあるお子さんの受け入れがますます難しくなっている、たぶん、幼稚園の運営自体が大変だと思う。

【C 委員】 保育園も今、保育士さん不足で。加配申請はついた、でも人は来ない、というきつきつでやっているんで、そういうのも知っているんで、なかなかそこがね、立川市って難しいところだなと思う。

【A 委員】 全体像は変えないというのはよくわかっているが、立川市発達支援計画の平成29年のところ、最初の「計画の策定にあたって」というところの文言は多少変えたほうがいいのではないかなと、お話を聞いている中で思う。そこで全体のバックグラウンドとか2年の間、どういう風に変ったのかをもう少し付け加えていただくと、全体の我々の総意が伝わってくると思うが、いかがか？

【委員長】 たぶんそこは、全部、細目が固まったところで最後にこれはなんだということを書かなければいけないものではないかと。

【A 委員】 言葉の使い方、細かい言葉の使い方の見直しと、全体に今言ったことを入れてと思う。5年間。

- 【E 委員】 連動して、用語解説がかなり変わると思う。
- 【委員長】 なにか、具体的にご指摘が、気が付いたことがあれば。
- 【C 委員】 発達課題、というのが。発達に課題がある子、というのが、ちょっと…。今までそういわれてきたが、やはりそれは社会モデルではない。この辺をもうちょっと変えられたらと思う。
- 【委員長】 「課題」は修正しなければいけないものになってしまう。
- 【C 委員】 そうです。特に乳幼児期なんかは、保育園回っていくと、放っというおくほうが子どもが安定するということがすごくあったりする。関わらないほうがいい子が。その子の発達を尊重できるので。だから、それが大事なような気がする。そこを課題ではなく…。
- 【A 委員】 発達特性では。
- 【C 委員】 発達特性のある子を尊重する、というか、どれだけ私たちが尊重できるか、集団の保育の中で。すごく難しいところだと思うが、そこが大切だと思うので、そういう文言で。
- 【委員長】 ざっと読んでみて、自分のアンテナに引っかかってくるものがあるんだろうと思うところはどんどんあげてほしい。例えばここ、とか。
- 【C 委員】 例えば、それと対比して、巡回保育相談、No.50。これはすごくいいと思う。巡回支援相談、子どもではなく、発達の相談ではなくて保育自体を私たちが変えようねっていうような意味合いで、書いている気がする。なので、こういう書き方がいいと思うが。巡回、環境側を子どもにあわせていこうねっていう、環境を変えていこうねっていう感じでしょうかね。
- 【委員長】 今日これに時間を割けたらいいな、と思ったが、どうか。今、全体をみて気が付けと言っても難しいと思うので、この作業を全体像の見直しとこの文言をもう一回さらってもらって、意見を事務局にもらう、みたいなことをやっていくか。なにか提案があれば…。
- 【事務局】 先ほど、現状と課題のところをお願いしますと申し上げたが、もう一つは取組項目は具体的なところで、計画の中の8つの機能、たとえば23ページのところの相談機能の下のところの文章は、この内容を集約して説明しているので、この辺のところも修正とか、こういう表現が、というのがあれば、8つの機能の最初の囲みのところについて、ご意見いただければと思う。
- 【委員長】 では、この計画の本体の文章にもう一回あたっていただいて、その8つのセクションのことが書いてあり、その下の理念というか、具体的の方策ではなくて考え方が盛り込んであるので、そこはどうかというところを検討してほしい。ぜひ、ご意見いただきたい。冊子というか、前回の計画、本体について。
- 【事務局】 はい。計画本体のところの各機能のところに、説明書きが書いてあるので、そのところにご意見を。
- 【委員長】 考え方が出ている…？
- 【事務局】 一言でいうと、どんなことが書いてあるかというところについて少し反映させていきたいとともに、先ほどご意見のあった、成長していく…発達に課題があるなど、変えられるところ、変えられないところなどを考えていきたい。相談機能のあたりの、保護者の認識がない場合は障害受容など。
- 【委員長】 そういう書きぶり…。
- 【事務局】 はい。そういうところの書きぶりに対して皆様からご意見いただけると…。
- 【委員長】 次回の会議をにらんで、事務局にいつ頃までに修正案を出してもらえれば、それを盛り込んで検討する次回はいつ？

- 【事務局】 10月30日。
- 【委員長】 2週間は必要では？
- 【事務局】 はい。では、現状と課題のところや今のところのご意見について、10月4日(金)までに事務局へご意見等を。
- 【委員長】 2週間ちょっとだが、ぜひ計画の本冊子を読んで、今日のところの修正点とかをチェックしてみていただき、この言い回し変じゃない？とか、これ今の発想じゃないよね、とか、それを全部まとめた8項目のコメントみたいなのが、この発想でいいの？とかですね、ご意見をいただく。色々出ちゃうと思うが。
- 【事務局】 こちらで集約させていただきながら、ご提案させていただきたい。
- 【委員長】 前回4人の方に意見をいただきありがたかった。今回、思っても明示しなかった方もいらっしゃると思うので、ぜひご意見を。
- 【オブザーバー】 質問なんですけれども、この計画ができてからの成果と考察みたいなのは出るか？
- 【A委員】 それは前回の1回目に提出させていただいて。
- 【オブザーバー】 ある？
- 【委員長】 はい。それをどういう視点でこう提示するかということも少し議論になったが、行政の施策の評価ではないので、数字だけ出すのではなくて、どういうふうに成果が出ているのか。
- 【A委員】 数字だけではない部分もある。
- 【委員長】 どこに課題があるかっていうところまで含んだ振り返りやそれに至ったことも入れて考えたい。
- 【委員長】 他に、質問か確認事項は？前回以上に忙しい委員会になったが、いいものを作っていきましょう。ありがとうございました。